

八王子市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について（情報提供）

本日13時より開催の対策本部において、下記のとおり確認しました。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた公共施設の利用休止及びイベント等の開催について（期間延長） 別紙1
施設ごとの情報は、順次市のホームページでお知らせしていきますので、ご確認をお願い致します。
- (2) 緊急事態宣言後の業務継続の基本的考え方及び各種業務形態について（期間延長） 別紙2
別紙のとおり
- (3) 今後補正予算措置を予定している事業 別紙3
別紙のとおり
- (4) 市立小・中学校、学童保育所等における対応について
- (5) 八王子市コロナウイルス感染症対策地域医療体制整備チーム経過報告
4月28日午後4時に感染症対策地域医療体制整備チームから提供したもの
- (6) 「八王子市特別定額給付金対策チーム」の設置及び取り組みについて
DVに関する受付状況や対応状況などを報告した。
- (7) その他
 - ① 看護専門学校の休校について
休校期間を5月31日まで延長することを報告した。
 - ② 3～4か月児健診について
現在休止しているが、ゴールデンウィーク後に、健診を個別に医療機関で受診できるよう調整中であることを報告した。

令和 2 年（2020 年）4 月 28 日
八王子市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた公共施設の 利用休止及びイベント等の開催について（期間延長）

現時点で、都内における陽性患者数は、外出自粛の効果等により、ある程度は感染の拡大を抑えられている可能性があるとはいえ、依然として活動自粛を呼びかけているなど、引き続き重要な局面にある。このことを踏まえ、感染の拡大を防ぎ、感染者の増加を抑制していく観点から、下記のとおり利用休止及びイベント等の中止・延期及び、新規予約を受け付けない期間の延長を行う。

記

1 利用休止及びイベント等の中止・延期期間

【変更後】 ～令和 2 年（2020 年）5 月 31 日（日） まで

【変更前】 ～令和 2 年（2020 年）5 月 6 日（水・祝）まで

※上記以外の利用休止の考え方、判断基準、イベント開催時の注意事項などについては変更しない。

2 新規予約を受け付けない期間

【変更後】 令和 2 年（2020 年）4 月 13 日（月）から 6 月 30 日（火） まで

【変更前】 令和 2 年（2020 年）4 月 13 日（月）から 5 月 31 日（日）まで

令和2年(2020年)4月28日
総 合 経 営 部
総 務 部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言後の
業務継続の基本的考え方及び各種業務形態について（期間延長）

これまで、国の緊急事態宣言を受け、業務継続の基本的考え方を明らかにし、市民生活に直結するサービスを確実に維持する体制を確保したうえで、週休日の振替や時差出勤、自宅勤務等による出勤抑制により職員の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んできた。

国の緊急事態宣言は令和2年5月6日(水・祝)までであるが、今後の見通しは明らかとなっていない。現時点が、引き続き重要局面にあることを踏まえ、今後も一定期間にわたり、3つの「密」の回避等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の継続的な取組を進めるため、実施期間を延長する。

1 基本的な考え方に基づく実施期間

【変更後】 令和2年(2020年)4月15日(水)から5月31日(日)まで

【変更前】 令和2年(2020年)4月15日(水)から緊急事態宣言が解除されるまで

2 各種業務形態の実施期間

(1)職務専念義務、週休日の振替、時差出勤の免除

【変更後】 令和2年(2020年)4月9日(木)から5月31日(日)まで

【変更前】 令和2年(2020年)4月9日(木)から緊急事態宣言が解除されるまで

(2)自宅勤務

【変更後】 令和2年(2020年)4月15日(水)から5月31日(日)まで

【変更前】 令和2年(2020年)4月15日(水)から緊急事態宣言が解除されるまで

令和2年(2020年)4月28日
財 務 部 財 政 課

今後補正予算措置を予定している事業

NO.	事業名	事業概要
1	特別定額給付金(仮称)の支給	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、令和2年(2020年)4月27日現在で、住民基本台帳に記載されている方に対し、1人あたり10万円を支給する経費を補正する。
2	生活困窮者の自立支援	緊急事態措置に基づく休業要請等の影響により、離職または収入が減少して生活に困窮した市民を支援するため、相談体制を強化するとともに、住居を失うおそれが生じている方に対し、住居確保給付金を支給する経費を補正する。
3	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、児童手当受給対象となる児童1人あたり1万円を支給する経費を補正する。
4	民間保育所等感染防止対策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、民間保育所等が購入する感染防止用備品にかかる経費を補助するための経費を補正する。
5	市立保育所等感染防止対策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市立保育所等における感染防止用備品の購入に要する経費を補正する。
6	感染症対策	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方に実施するPCR検査の検体の搬送や、感染患者の入院医療費の公費負担等に要する経費を補正する。
7	母子保健	新型コロナウイルス感染症への感染を防止するため、一般的に、肺炎にかかった場合に重症化する可能性のある妊婦の方に対し、健診等の移動支援に要する経費を補正する。
8	傷病手当金	被用者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、国の緊急的・特例的措置として感染等により休業した被保険者に対し、傷病手当金を支給するための経費を補正する。 〔同時に改正する条例〕 八王子市国民健康保険条例